

空き家について考えよう

現在、弥彦村でも空き家が年々、増加してきています。誰も住まなくなり手入れをしなくなると急激に建物が傷んでしまいます。

また、管理をしていない状態が続くと防災・防犯、衛生面で周囲とのトラブルになったり、損害を与えた場合は空き家の所有者・占有者がその賠償責任を負わなければならないこともあります。

◆管理されていない空き家の問題など◆



空き家に関する問題は、他人事ではありません。問題を抱える空き家にならないように、今後の活用やご家族への引き継ぎを考えておきましょう。

弥彦村では、空き家の活用促進を目的に「弥彦村空き家活用バンク」を開設しております。空き家活用バンクとは、借り手・買い手を見つけるために賃貸・売却したい空き家の情報を弥彦村のホームページに掲載しますので、ご希望の方はお気軽にご相談ください。

空き家対策の補助金では、空き家のリフォーム工事を対象に助成する「空き家住宅リフォーム助成事業」や、新潟県外からの移住者で空き家活用バンクに登録されている物件の活用に関し、家財道具等の処分費を助成する「空き家家財道具等処分費の助成事業」があります。

詳しくは、弥彦村役場 建設企業課にご相談ください。

空き家に関する相談先

村では、空き家に関する様々な相談について各専門の団体と連携協定を結んでいます。

以下の相談窓口を無料でご利用いただけますが、無料で受けられる相談内容は、団体等により異なりますのでご連絡の際にご確認ください。

空き家活用バンク・空き家対策補助金に関すること

弥彦村役場 建設企業課 環境対策係 電話：0256-94-1022
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝休日、年末年始を除く）

除草・樹木の剪定・空き家の管理に関すること

公益社団法人 弥彦村シルバー人材センター 電話：0256-94-5144
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝休日、年末年始を除く）

建物の改修・管理に関すること

弥彦村建築業組合（本多建築） 電話：090-8943-8053
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00（祝休日、年末年始を除く）

建物の解体・改修、除雪等に関すること

弥彦村建設業協同組合（株菅原組） 電話：0256-94-2550
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00（祝休日、年末年始を除く）

空き家の有効活用・不動産取引に関すること

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会 電話：025-247-1177
[要予約（平日 9:00 ～ 17:00）、面談無料相談：毎月第2、4 木曜日 13:00 ～ 16:00]

不動産登記、相続、成年後見、財産管理に関すること

新潟県司法書士会

- ・面談無料相談 電話：025-244-5121
[要予約（平日 9:00 ～ 17:00）、面談時間：毎週水曜日 13:30 ～ 16:00]
 - ・電話無料相談 電話：025-240-7867
[平日 10:00 ～ 12:00、13:30 ～ 16:00]
- ※上記のほかに、選任された司法書士事務所（燕市内）で、初回に限り30分程度の無料相談ができます。事前予約が必要ですので、ご希望の方は弥彦村役場 建設企業課へご連絡ください。

どこの団体に相談したらいいかわからない場合は、下記までご連絡ください。ご相談内容に応じた団体をご紹介します。

弥彦村役場 建設企業課 環境対策係

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地

電話：0256-94-1022（直通） e-mail：kensetsu@vill.yahiko.niigata.jp